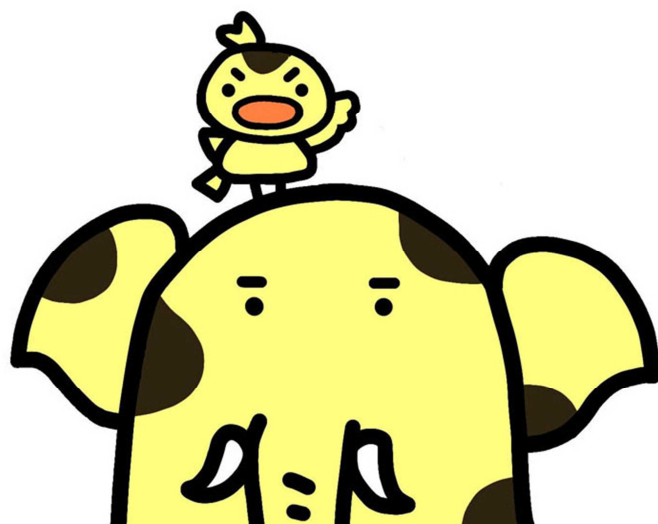


第5次新座市情報化推進計画 (案)

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

新座市

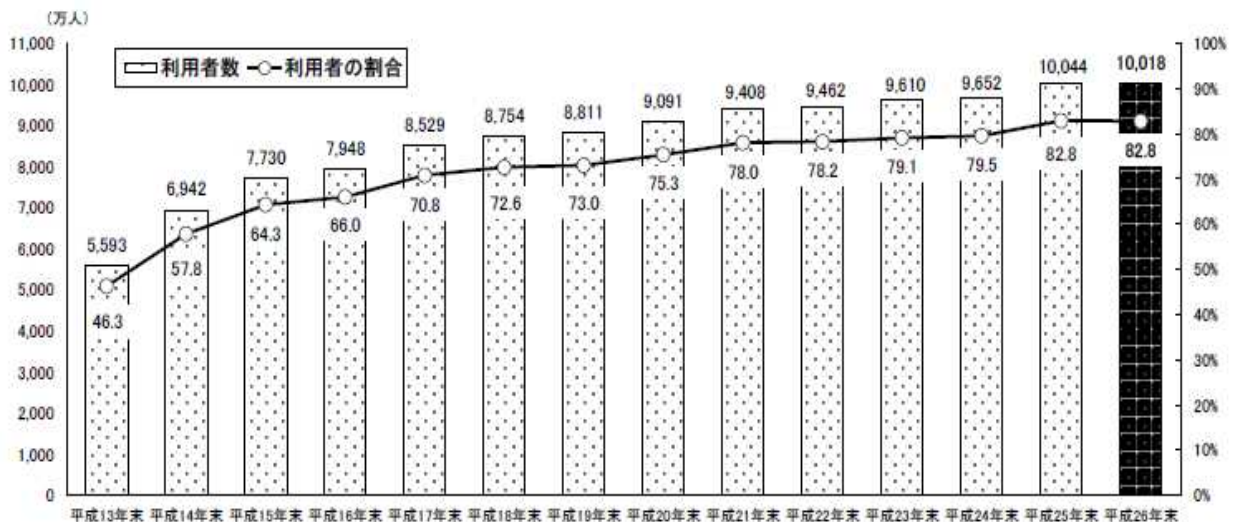


第1章 情報化推進計画の背景

1 我が国における近年の電子行政に係る戦略・情報通信技術の動向

平成13年1月に国の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）」が「e-Japan戦略」を策定して以来、国は、多岐にわたる分野において横断的に行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用を推進し、ITの利活用を進めるとともに、ITがもたらす問題点を克服するよう取り組んできました。平成16年12月にはユビキタスネットワーク社会※の実現を目標とした「u-Japan政策」、平成21年7月にはデジタル安心・活力社会の実現を目指した「i-Japan戦略」を策定し、これらの戦略により情報通信基盤の整備は急速な発展を実現しました。電子自治体の構築に向けては総合行政ネットワーク（LGWAN）※、公的個人認証サービス※、地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）※が整備され、行政手続のオンライン化、電子入札や電子申告などの電子行政サービスが開始されています。

【インターネットの利用者数及び人口普及率の推移】



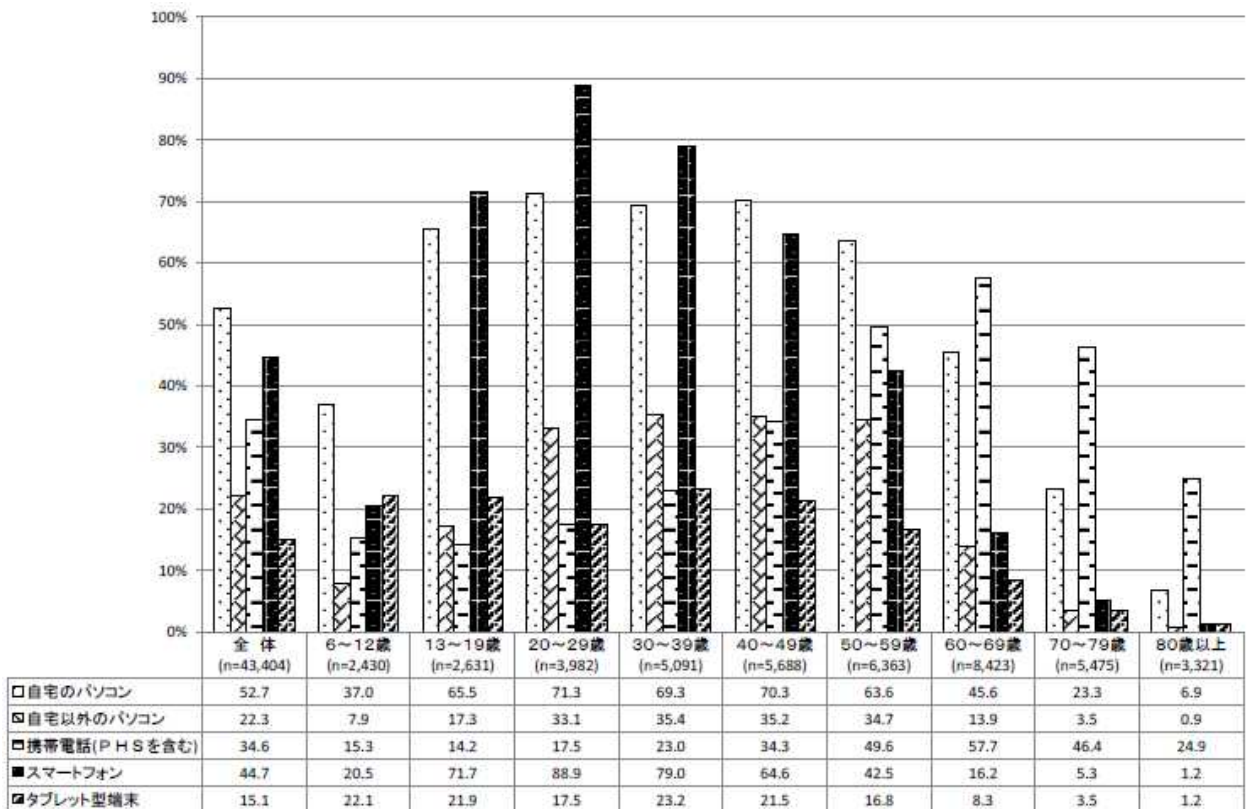
（出典：総務省「平成26年通信利用動向調査」）

現在では、パソコンだけではなく携帯電話やスマートフォン、タブレット端末の普及により老若男女問わず多くの方が情報通信機器を保有しており、誰もがインターネットを活用して世界中と気軽にコミュニケーションを図れるようになり、サイバー空間はととても身近なものとなりつつあります。一方で、外部からの不正アクセスやコ

コンピュータウイルス感染、あるいは管理上の問題などによるデータの改ざんや情報漏えいの危険性が高まるなど、新たな問題が発生しています。また、インターネット上での詐欺や違法・有害物品の販売サイト、青少年による犯罪行為を助長する危険がある有害なサイトの氾濫など、インターネットの負の側面の拡大により様々な脅威が年々増している状況です。

今後、更なる情報化の進展に伴い、安心・安全なインターネットの利用に対する重要性は高まるため、地域社会全体での取組が不可欠となります。

【年齢階層別主な情報通信機器の保有状況】



(出典：総務省「平成26年通信利用動向調査」)

2 国及び県の取組

(1) 国の取組

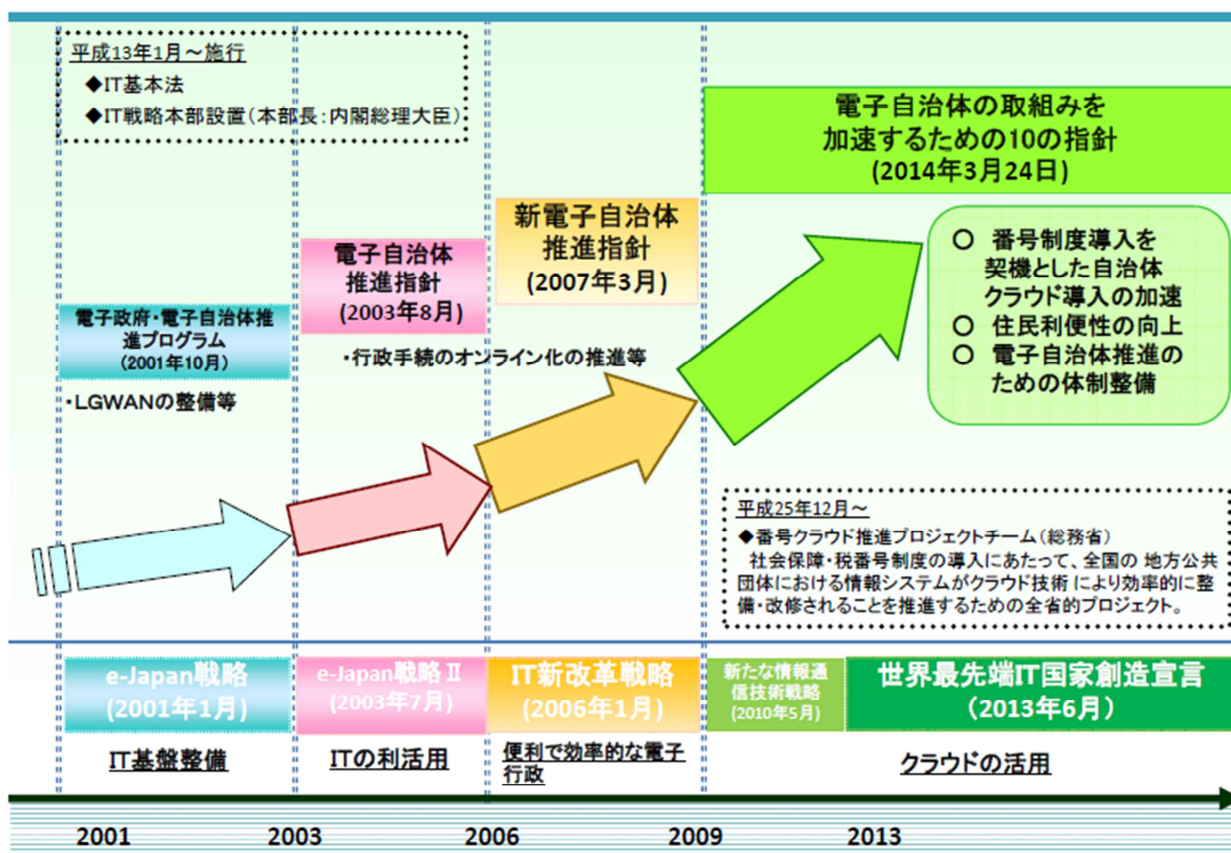
平成13年に、世界的規模で進むIT革命に対応し高度な情報通信社会を実現することを目的とする高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）が施行され、IT施策を推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）が設置されました。このIT戦略本部において、これまで「e-Japan戦略」、「e-Japan戦略II」、「IT新改革戦略」を順次策定し、IT基盤の整備、ITの利活用及びITがもたらす問題点の克服、便利で効率的な電子行政を重点テーマとする施策をそれぞれ推進してきました。その後、これまでの関連政策が効果を上げることでできていない分野に重点を置き、IT戦略以外の各政策との連携、関係府省内の連携、政府と自治体の連携、政府と民間との連携等を具体的に進め、新たな国民主権の社会が早期に確立されることを目的とした「新たな情報通信技術戦略」を平成22年5月に策定しました。さらに、平成25年6月には「世界最先端IT国家創造宣言」（平成26年6月改定、平成27年6月再改定）を策定し、ITの利活用に係る多くの課題に対して、効果的・効率的・重点的に対応するため、①IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会、②ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会、③ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会、④ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会、の4項目を柱として目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を推進しているところです。

電子自治体に関しては、平成15年8月に「電子自治体推進指針」が策定（平成18年7月一部改定）され、電子自治体の基盤整備と行政手続等のオンライン化が推進され、平成19年3月には利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標とした「新電子自治体推進指針」が定められました。平成26年3月には、「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえ、番号制度の導入に併せた自治体クラウド導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組を提示することに重点を置いた「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」が策定されました。

国のIT関連の方針・計画

平成13年(2001年)	1月	e-Japan戦略
平成15年(2003年)	7月	e-Japan戦略II
平成15年(2003年)	8月	電子自治体推進指針
平成16年(2004年)	12月	u-Japan政策
平成18年(2006年)	1月	IT新改革戦略
平成18年(2006年)	9月	u-Japan推進計画2006
平成19年(2007年)	3月	新電子自治体推進指針
平成21年(2009年)	7月	i-Japan戦略2015
平成22年(2010年)	5月	新たな情報通信技術戦略
平成25年(2013年)	6月	世界最先端IT国家創造宣言
平成26年(2014年)	3月	電子自治体の取組みを加速するための10の指針
平成26年(2014年)	6月	世界最先端IT国家創造宣言 改定
平成27年(2015年)	6月	世界最先端IT国家創造宣言 再改定

我が国のIT戦略と電子自治体の展開



(出典：総務省ホームページ)

(2) 県の取組

埼玉県では、平成10年1月に「埼玉県情報化長期戦略」を、翌年の平成11年3月には「埼玉県情報化推進計画」を策定し、計画的な情報化を図ってきました。

その後、平成12年10月に「埼玉県情報技術（IT）活用総合対策」が定められ、平成13年3月には「埼玉県電子県庁構築基本方針」が策定されました。

こうした方針などを踏まえ、県のITに関する新たな計画として、平成14年度から平成16年度までの3年間を計画期間とする「IT推進アクションプラン」が平成13年10月に策定され、IT基盤の整備が進められました。その後、プランの改訂版として、平成17年に「新IT推進アクションプラン」、平成20年に「第3次埼玉県IT推進アクションプラン」をそれぞれ策定し、電子県庁の推進やITを活用した施策の推進、県行政の効率化や電子県庁を支える人材の育成確保に取り組んできました。

その後、平成23年3月には「ITの利活用による豊かで元気な県民生活の実現」を目指した「第4次埼玉県IT推進アクションプラン」が策定され、「利便性の向上」、「安心・安全の確保」、「行政効率化の推進」を柱に大型電子計算機の廃止や複数システムの統合を実施することなどにより、システム運用の経費を縮減しました。

現在は「ITを利用した県民生活の利便性の向上」を目標に平成26年度からの3年間で推進すべき施策をまとめた「埼玉県IT推進アクションプラン2014-2016」が策定され、ITを「経済成長と県民生活向上のツール」として位置づけ、「新たな課題・技術への対応」、「県民生活に関わる重要なシステムの構築」、「システムの再構築と危機管理」の3つを柱として施策の推進に取り組んでいるところです。

県のIT関連の方針・計画		
--------------	--	--

平成10年(1998年)	1月	埼玉県情報化長期戦略
平成11年(1999年)	3月	埼玉県情報化推進計画
平成12年(2000年)	10月	埼玉県情報技術(IT)活用総合対策
平成13年(2001年)	3月	埼玉県電子県庁構築基本方針
平成13年(2001年)	10月	IT推進アクションプラン (計画期間:平成14年度~平成16年度)
平成17年(2005年)	3月	新IT推進アクションプラン (計画期間:平成17年度~平成19年度)
平成20年(2008年)	3月	第3次埼玉県IT推進アクションプラン (計画期間:平成20年度~平成22年度)
平成23年(2011年)	3月	第4次埼玉県IT推進アクションプラン (計画期間:平成23年度~平成25年度)
平成26年(2014年)	3月	埼玉県IT推進アクションプラン 2014-2016 (計画期間:平成26年度~平成28年度)

3 本市の取組（第4次新座市情報化推進計画の実績）

本市では、パソコンの段階的な導入、庁内LANの整備、分散型住民情報システムの稼働など、本市における情報化政策を推進していく上で基本となる計画として、平成8年度に新座市情報化推進計画を策定し、その後、IT化の進展に合わせて、第2次～第4次の情報化推進計画を策定してきました。

平成23年度から平成27年度を計画期間とする第4次新座市情報化推進計画においては、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像とする第4次新座市基本構想総合振興計画の下、「全庁的な情報システムの最適化・高度化の推進」、「市民が利便性を実感できる『電子市役所』の推進」、「安心・安全にITを活用できる環境を構築する情報セキュリティの強化」の三つを基本方針として定め、本市の総合的な情報化推進計画を展開してきました。

「全庁的な情報システムの最適化・高度化の推進」の主な事業としては、住民情報システムなどの既存システムの更新に当たって、操作性・利便性の向上や業務の効率化・負担軽減を目指すとともに、パッケージシステム※を採用すること、地域情報プラットフォーム※に準拠していることなどをシステム更新の際の選定条件とすることにより、導入に係る費用だけではなく将来の検証費用や入替費用等を低減できるシステムの導入を目指し、情報システムの最適化を実現してきました。

「市民が利便性を実感できる『電子市役所』の推進」の主な事業としては、公共施設予約サービスの開始、インターネットによる議会中継、公金支払い時のクレジットカードによる収納サービスの導入、自動交付機の設置、新たな市ホームページ管理システムの導入等、業務処理・管理の効率化だけではなく、市民の利便性の向上も目的としたシステムやサービスの導入を行いました。

「安心・安全にITを活用できる環境を構築する情報セキュリティの強化」の主な事業としては、システム障害や大災害等の不測の事態が発生した際に、優先して稼働するサービスを選別し業務を停滞させず継続することを目的とした業務継続計画（BCP）※を策定し、訓練を行いました。また、庁内の情報システムを対象に毎年内部監査を行い、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）※等が行う集合研修に職員を派遣したり、全職員を対象に情報セキュリティや個人情報保護に関するeラーニング※を実施したりするなど、情報リテラシー※の総合的な向上を図りました。社会保障・税番号制度（番号制度）※の導入に関しては、新座市個人情報保護条例の改定や特定個人情報保護評価（PIA）※の実施など自治体において行うべきこととされた対応を遺漏なく実施するとともに、新座市情報セキュリティポリシー※を同制度に合わせて改定し、職員を対象とする研修を行って周知徹底を図りました。

第2章 新座市における情報化の現状と課題

1 情報化の現状

本市では、昨今の厳しい財政状況の中で、第4次新座市情報化推進計画の基本方針である「全庁的な情報システムの最適化・行動化の推進」、「市民が利便性を実感できる『電子市役所』の推進」、「安心・安全にITを活用できる環境を構築する情報セキュリティの強化」に基づく各種の施策を実施してきました。

昨今、多くの市民が様々な情報通信機器を保有し、インターネットが身近なコミュニケーションツールとなっていることから、更なる電子市役所の推進が求められる一方で、標的型メール攻撃*やセキュリティシステムの脆弱性*を突いたゼロデイ攻撃*等、市が保有する個人情報を狙ったサイバー攻撃が巧妙化している状況があります。加えて、今後は個人番号を利用した事務の開始に伴い市が保有する個人情報の価値が高まり、情報漏えいのリスクも高くなることから、より一層のセキュリティ対策が必要となります。

これらの情報化の現状や第4次新座市情報化推進計画の実施結果等を踏まえ、本市が取り組むべき情報化の課題を以下のとおりまとめました。

2 情報化の課題

(1) 市民の利便性の向上

近年では、日用の消耗品から車、不動産に至るまでオンラインショッピングで購入することができるほか、映画や宿泊施設などもインターネットで予約することができ、インターネットの利便性が大きく向上しています。

これに伴い、行政サービスにおける利便性の向上が求められているところであり、各種証明書の発行予約や施設予約サービスだけではなく、より高度な市民サービスを実現するための取組が必要となります。

また、オンラインによるサービスの向上だけではなく、システムの効率化又は事務の見直し等による窓口業務のワンストップサービス導入などによる市民負担の低減化についても求められているところです。

(2) 情報セキュリティの強化

市民の利便性の向上を推進する一方で、市民の個人情報についても適切に取り扱い、保護していかなければなりません。

市で取り扱う個人情報については、情報セキュリティの3要素である機密性・完全性・可用性*を高度な水準で常に維持し、P D C Aサイクル*によって向上させていく必要があります。そのため、既存の情報セキュリティ対策や情報セキュリティポリシーの見直しを含め、情報セキュリティへの取組を常に意識して実施していかなければなりません。

3点のいずれかに比重をかけ過ぎると他の2点とのバランスが崩れてしまうことから、本市が保有する全システムにおいて、それぞれの重要度に応じた情報セキュリティ対策の実施と継続的な見直しを適切に行っていくことが必要です。

(3) 情報システム導入・運用の適正化

現在、本市の情報システムは各部署において調達が行われているところであり、独自のカスタマイズ*が多く組み込まれている場合が多くなっています。このため、調達に係る費用がシステムごとに発生しているほか、運用や保守に係る費用についても各々発生している状態です。

現在の厳しい財政状況が今後も続くことが予想されるため、システムの調達に当たっては、市として調達の指針となるガイドラインの策定が必要となります。また、ガイドラインの作成に当たって、地域情報プラットフォームに準拠したシステムの導入及びパッケージシステムの導入を推進することによって、複数のシステムを同時に調達することによる経費やカスタマイズ費用の削減、クラウドコンピューティングサービス*の活用によるコストを抑えたシステムの導入、運用や保守の重複の解消による適正化等が求められ、これを全庁的に取り組み、計画的に進めることが不可欠です。

また、そのためには一定のIT知識を有し、情報化推進に係る企画立案や折衝能力を備え、適正にシステム調達やプロジェクト管理を行う能力が必要です。このため、IT研修への積極的な職員派遣を推進するとともに、外部の専門家の活用についても検討していく必要があります。

(4) オープンドアの市政の推進

本市の市政運営の基本であるオープンドアの市政に基づき、市民の皆様との連帯と協働によるまちづくりを進めるに当たっては、市民だけでなく、地域社会に関わるNPOやボランティア、観光、地域産業、学校・病院等との連携を推進することが重要であり、そのためには市が保有する各種情報を共有し、より開かれた行政運営を行う必要があります。具体的には、市のホームページやSNS*等による積極的な情報発信を進めるとともにオープンデータ*の利活用を検討することが考えられます。

また、地域の企業が所有するビッグデータ*の収集・分析を通じた地域コミュニケーションの促進のほか、市の観光振興など、地域の活性化を図ることについての検討を進めることも必要だと考えられます。

(5) 個人番号の適切な取扱い

個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて適正に取り扱うよう定められています。市としては、国の方針に沿った特定個人情報*への適正なアクセス制御や特定個人情報ファイルの取扱いについてのルールの特明確化が必要になります。

また、サンドボックス*の導入や業務系システムとインターネット環境の分離によるネットワークの強靱化*等、セキュリティ対策の面においてもより一層の強化を図ることが求められるほか、定期的に標的型攻撃メールを模した訓練を実施するなど、職員一人一人のセキュリティ意識を向上させる必要があります。

第3章 第5次新座市情報化推進計画における取組

1 基本方針

第4次新座市基本構想総合振興計画では、豊かな緑と高い利便性が調和した環境の中で、人と人とのふれあいを大切にしたぬくもりのあるまちづくりを目標とし、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像として掲げ、この実現に向けた施策の展開を図ることとしています。基本構想の中では、その推進のために、情報通信技術の積極的な活用を進め、庁内の情報共有と事務事業の効率化に努めること、また、電子申請、公共施設の利用予約など、電子市役所の構築を進め、市民サービスの向上に努めることが定められています。

市民ニーズの多様化・高齢化や社会経済情勢の変化に対応した効率的な行財政システムの構築を目指した行財政改革大綱の方向性及び第4次新座市情報化推進計画の結果も踏まえ、第5次新座市情報化推進計画では、「市民の利便性の向上」、「情報セキュリティの強化」、「情報システム導入・運用の最適化」、「オープンドアの市政の推進」及び「個人番号の適切な取扱い」という各課題を解決するため、以下のとおり基本方針を定め、本市の総合的な情報化推進計画として策定することとします。

第5次新座市情報化推進計画における基本方針

基本方針1 先進技術の活用と既存システムの見直しによる
情報システムの最適化

基本方針2 積極的な情報の発信と電子市役所の推進による
市民の利便性の向上

基本方針3 特定個人情報の保護及び情報セキュリティの
強化による安全・安心なIT環境の整備

第4次新座市基本構想総合振興計画

【各論・基本構想の推進のために 行財政運営】

《◆施策の方向 行財政の効率化・高度化の推進》

情報化の推進

- ・ 情報通信技術の積極的な活用を進め、庁内の情報共有と事務事業の効率化に努めます。
- ・ 電子申請、公共施設の利用予約など、電子市役所の構築を進め、市民サービスの向上に努めます。

第5次新座市情報化推進計画

【基本方針】

基本方針1

先進技術の活用と既存システムの見直しによる情報システムの最適化

基本方針2

積極的な情報の発信と電子市役所の推進による市民の利便性の向上

基本方針3

特定個人情報の保護及び情報セキュリティの強化による安全・安心なIT環境の整備

行財政改革大綱

行財政改革大綱
実施計画

2 計画期間

計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。ただし、ITの進展は急激であることから、必要に応じて見直しを図ることとします。

計画期間 平成28年度～平成32年度

3 基本方針と情報化施策

基本方針1 先進技術の活用と既存システムの見直しによる 情報システムの最適化

これまで本市では、業務の効率化及びコスト削減の観点からパッケージソフトの活用や他自治体との共同システムの利用の推進をし、将来的にあるべき方向に導くための組織としての体制づくりを進めてきました。

第5次情報化推進計画では、引き続き全庁的なシステムにおいてパッケージソフトの活用、共同システムの利用を推進してコストの削減を図るほか、シンククライアント*やタブレット端末の利用等の先進技術の活用による情報システムの最適化及び既存システム・ネットワークの統合や見直しによるコストの最適化を進めるとともに、システム調達やプロジェクト管理を行うことができる職員の育成を積極的に実施します。

また、平成30年1月に供用開始を予定している市役所新庁舎への移転に合わせ、市民サービスの向上や情報セキュリティの強化に資する機器やサービスの導入を図ります。

情報化施策

- 1 情報システムの最適化
- 2 情報システム調達の適正化
- 3 クラウドコンピューティングサービスの活用
- 4 ネットワークの整備運用
- 5 庁内の情報化
- 6 ITガバナンス*の確立
- 7 職員の情報リテラシーの向上
- 8 新庁舎の開庁に伴う対応

基本方針2 積極的な情報の発信と電子市役所の推進による市民の利便性の向上

これまで本市では、行政の一連の手続をオンラインで完結できるような方策の検討や一つの窓口で手続を完結できるワンストップサービスの導入に向けた検討を推進してきました。

第5次情報化推進計画では、番号制度の運用に伴い市独自利用事務の検討を進めるほか、コンビニエンスストアのキオスク端末*を利用した各種証明書の交付サービス（コンビニ交付）、新庁舎の建設に合わせた証明書発行窓口の設置について具体的な検討など市民サービスの充実を図ります。

また、ホームページやソーシャルメディアの活用による積極的な情報提供を実施し、オープンドアの市政を推進します。さらにビッグデータ・オープンデータの活用を検討し、地域コミュニケーションの促進、地域の活性化及び開かれた行政の実現に向けた取組を推進します。

情報化施策

- 1 番号制度
- 2 行政手続のオンライン化
- 3 収納業務の電子化
- 4 窓口サービスの利便性向上
- 5 個人番号カード*の多目的利用
- 6 地理情報*の活用
- 7 開かれた行政の推進
- 8 市民の情報リテラシーの向上

基本方針3 特定個人情報の保護及び情報セキュリティの強化による 安全・安心なIT環境の整備

個人番号の取扱い開始に伴い市が保有する個人情報の価値が高まり、情報漏えいが発生した際のリスクが高くなっています。外部からのセキュリティ攻撃が日々巧妙さを増している昨今にあつては、単一のセキュリティシステムで防御するのではなく、多方面からのアプローチによる複数のセキュリティシステムを組み合わせ、対策を行うことが重要です。

新たな観点からのセキュリティシステムの導入による情報セキュリティの強化を検討することに加え、職員研修やeラーニングによるセキュリティ研修の実施、また、標的型攻撃メールを模した訓練など実践的な訓練を行うこと等により、有事の際の対応方法の浸透を図り、個々のセキュリティ意識の向上を推進します。

情報化施策

- 1 特定個人情報の適切な管理
- 2 情報セキュリティ対策の強化
- 3 情報セキュリティ監査の導入（内部監査人の育成）
- 4 情報セキュリティポリシーの見直し
- 5 情報資産の適正な管理
- 6 情報漏えい対策の強化
- 7 業務継続計画（BCP）の策定
- 8 職員の情報リテラシーの向上（再掲）

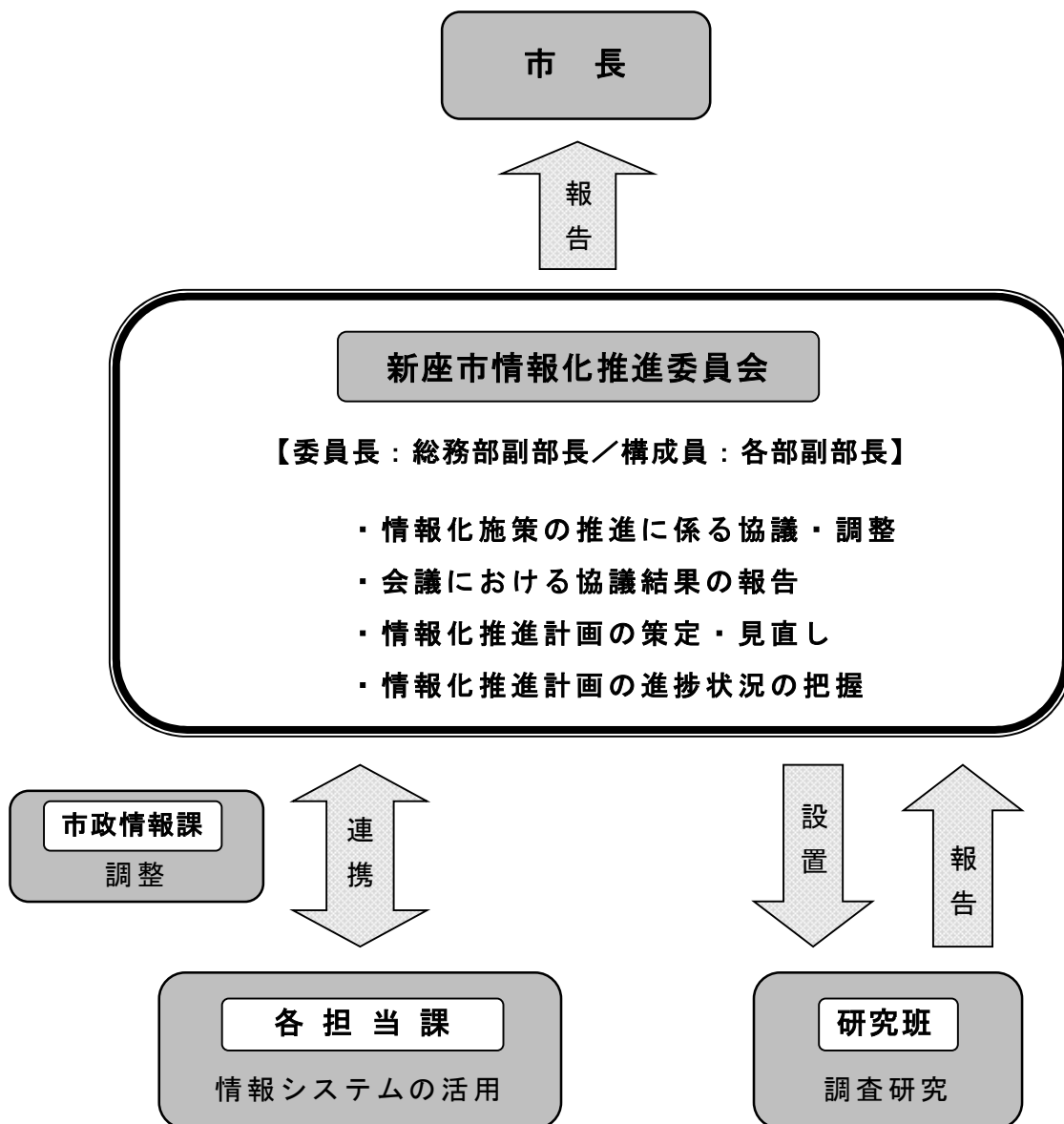
4 推進体制

情報化の推進に当たっては、本計画及び実施計画に基づき、「新座市情報化推進委員会」を中心とした全庁的な連携の下に取組を進め、必要に応じて計画の見直しを図ります。

また、必要に応じて庁内の横断的な研究班を設置し、情報化施策の推進に係る調査研究を行います。

さらに、本計画及び実施計画の進捗状況等を市民の皆様に御理解いただくために、市ホームページ等で積極的に公表します。

なお、今次の計画においてC I O*の設置を含む組織体制の見直しを検討します。



第4章 具体的な取組

基本方針1 先進技術の活用と既存システムの見直しによる 情報システムの最適化

1 情報システムの最適化

【現状と課題】

急速な技術革新に伴い、様々な業務が新たにシステム化されることと併せて、法改正や他システムとのデータ連携等により多くの課題が発生し対応に苦慮する一方で、システム活用による更なる行政サービスの向上が求められている状況です。厳しい財政状況が続く中で、これまでの行政サービスを維持していくため、業務の効率化や運用・保守業務の最適化による費用の削減を目標とした情報システムの最適化が求められます。

【市の方向性】

システムの導入及び更新について、地域情報プラットフォームに準拠したパッケージソフトの導入を原則とし、目下の費用だけでなく、将来的な費用の削減も視野に入れた導入・更新を推進します。

既存システムの運用については、保有しているシステムを全庁的に把握し、それぞれのシステムの構成やデータ連携等の最適化を図ります。

【取組内容】

(1) 既存システムの見直し

全庁的な視点から、重複投資の回避や類似システムの統合を目指して、既存システムの構成、運用及びデータ連携等の状況の精査により、情報システムの最適化を実施します。

(2) パッケージソフトの活用

新規開発ソフトに比べて安価であり、かつ、システムの構築期間が短いパッケージソフトの導入を積極的に推進します。また、システムに合せた柔軟な業務運用を行うよう周知を図ります。

(3) 地域情報プラットフォームへの対応

行政サービスの充実に向けて、各種サービスの連携・統合を図るため、地域情報プラットフォームに準拠したシステムの導入を推進します。

(4) 情報システム管理台帳の整備

全庁的にシステムの状況を把握し、統括的な情報システムの最適化を行うために、情報システム管理台帳を整備します。

2 情報システム調達適正化

【現状と課題】

現在は、各課で独自にシステム調達を実施していることから、構築及び運用・保守に係る費用の重複などが発生している状況であり、システム化する範囲の明確化や情報システム間の円滑な相互運用によるコストの低減化が重要となります。

住民情報システムの調達に当たっては外部専門家（コンサルタント）による指摘を受けて運用・保守費用の適正化を図っていますが、財政状況が厳しいことから、今後は各課で独自導入しているシステムに対してもコンサルタントを活用し、コストの適正化を図るとともに調達の透明性を確保する必要があります。

【市の方向性】

全庁的なシステム調達に係るルールを策定し、システム同士の重複投資の回避を図ることと併せて、コンサルタントによる支援範囲の拡大を通じて、調達コストの適正化を図ります。

【取組内容】

(1) 情報システム調達ガイドラインの策定

重複投資の回避を図るため、庁内における情報システム調達の標準的な手順及び調達仕様書の作成基準等を盛り込んだガイドラインを策定します。

(2) 外部専門家（コンサルタント）の活用

システム構築や運用等のコストの透明性の確保及び最適化を図るため、情報システムの調達に当たって、積極的にコンサルタントを活用します。

③ クラウドコンピューティングサービスの活用

【現状と課題】

本市では、一部のシステムにおいて、クラウドコンピューティングサービスを利用したシステムの構築・運用を実施してきたところですが、厳しい財政状況の中、コストを抑えつつ行政サービスの向上や業務効率化を目指すためには、更なるASP・SaaS*の活用やシステムの共同利用が必要不可欠と考えられます。

【市の方向性】

ASP・SaaSの利用により、職員のシステム運用負担の軽減や導入・運用コストの削減を図れることから、システムの新規導入及び既存システムの更新時に当たっては、市独自の機能追加が困難なことや情報漏えいに係る懸念なども十分に考慮した上で、ASP・SaaSの活用を検討します。

【取組内容】

(1) ASP・SaaSの活用

職員のシステム運用負担の軽減やコストの削減を図るため、システムの新規導入や更新に当たってはASP・SaaSの活用を検討します。

(2) 共同アウトソーシングの活用

所管課の運用負担の軽減及び運用コストの削減を図るため、複数の自治体における共同アウトソーシングの活用を検討します。

④ ネットワークの整備運用

【現状と課題】

現在は、システムごとにネットワークを構築しており、ネットワーク機器整備費や通信費などで重複投資が発生しています。業務の効率化やコスト削減のために、それぞれのネットワークの統合について検討する必要があります。また、不測の事態に備え、ネットワーク機器や回線の二重化等による業務継続性の確保やネットワークのセキュリティの強化が求められています。

【市の方向性】

導入・運用コストの低減を目的としたネットワークの統合・見直しを進めるとともに安全性の向上を目指した新規ネットワークの整備を進めます。

【取組内容】

(1) 庁内ネットワークの見直し

合理的でシンプルな信頼性の高い庁内ネットワークを構築します。また、業務の効率化及びコストの削減を目的として、ネットワーク機器整備費や通信費などの重複投資の回避に向けた見直しについても実施していきます。

(2) 災害時情報システムの整備

災害時における情報発信等を円滑に行うことを目的とした、防災行政無線受信所・個別受信機の増設・改修を実施し、併せて災害時情報システムの整備を進めます。また、被災者支援台帳の効率的な作成及び被災時の状況等の把握のために必要となる被災者支援システムの機能拡充を行います。

(3) 庁内ネットワークと教育ネットワークの統合

情報系ネットワークと教育ネットワークを統合することによるコスト削減を目的とし、先進事例等の情報収集や検討を行います。

5 庁内の情報化

【現状と課題】

正規職員に対して一人1台のパソコンを配備しているところですが、近年、臨時・非常勤職員の雇用が増えており、これら非正規職員に対するパソコンの配備も求められている状況です。部署によっては、使用頻度の少ない端末や貸与期間を過ぎても返却されない端末もあり、適正化が図れていません。

また、昨今では多くの企業においてタブレット端末が普及し始めており、タブレット端末を活用したペーパーレス会議^{*}や業務文書の閲覧等、文書の電子化が進んでいる状況です。

【市の方向性】

端末制御ソフトを活用して保有端末の管理を徹底し、必要とする部署へ情報機器の適正配備を行います。

また、情報機器の調達に当たっては環境に配慮した機器を調達条件とすることと併せて、Officeスイート[※]の見直しを実施し、導入コストの低減化を図ります。

行政文書の管理においては文書の電子化によるペーパーレス化の検討を進めることと併せて、タブレット端末の導入についても検討を進めます。

【取組内容】

(1) 情報機器の適正配置

各部署で必要なパソコン及びプリンタ・スキャナー等の台数や設置場所を見直し、全庁的な適正化を図ります。また、プリンタ・スキャナ・通信機能などを有した複合機の導入についての検討を進めます。

(2) 職員ポータルへの導入

高度な行政サービスの実現を目指し、内部情報系システムの連携から職員情報一元化等によるシングルサインオン[※]の活用までを視野に入れた職員ポータルへの導入の検討を進めます。

(3) 環境に配慮したIT化の推進

臨時・非常勤職員の増加に伴い、庁内で使用するIT機器も増加していることから、地球温暖化防止等の観点に基づく省電力機器の導入や重複した機器・システムの統合を行うことで、環境に配慮したIT化を実現します。

(4) Officeスイートの調査

Officeスイートについて、現在使用中のソフトと互換性があり安価で高性能なものがないか調査・検討をします。

(5) シンクライアントを活用した業務形態の多様化

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、子育てや介護等家庭生活と仕事の両立が必要な職員に対して、働きやすく、かつ効率的に業務を推進できる環境を整えるため、テレワークの導入について検討を行います。

(6) タブレット端末の導入

タブレット端末の導入について検討を進めるとともに、タブレット端末などを用いたペーパーレス会議の開催等について検討をします。

(7) 職員証の IC カード化

職員証に IC カードを導入し、入退室管理や出退勤管理等に活用することについて検討します。

(8) 電子による文書管理

紙媒体で保存している既存文書の電磁的記録化を進めます。また、新たな文書の発生を抑制するため、文書の電子的方式による管理及び保存方法を検討します。

6 ITガバナンスの確立

【現状と課題】

全庁的な視点を持ち、多岐にわたるシステムを計画的・一体的に調達するための組織の整備及び行政サービス向上のための電子自治体の実現に向けた体制の整備が必要とされています。

【市の方向性】

情報システムの効率化と市民サービスの向上を目的に、全庁的な調整機能を有した組織づくりを検討します。

また、専門的な知識を有した職員やコンサルタントからの指導を受け、PDCAサイクルを取り入れた情報化施策の充実を図ります。

【取組内容】

(1) 情報推進体制の整備

情報システムの効率化と市民サービスの向上を図るため、情報化業務における全庁的な調整機能の整備を実施します。

(2) システム調達における事前・事後評価の導入

専門的な知識を有した職員・コンサルタントを活用し、PDCAサイクルによる事前、事後評価を導入します。

7 職員の情報リテラシーの向上

【現状と課題】

業務のシステム化が進んでいることに伴い、全庁的に一定のIT知識を有し、業務を効率的に遂行できる職員の育成が求められています。また、番号制度の開始に伴い、情報セキュリティへの造詣が深い職員だけではなく、個人情報をより的確に取り扱うことのできる職員が必要となっています。

【市の方向性】

情報セキュリティ研修やeラーニングを積極的に活用し、職員全体の情報リテラシーの向上を図ります。また、職員だけでは判断が困難とされるような専門性を必要とされる場面においては、外部専門家による支援についても検討します。

【取組内容】

(1) 職員研修の充実及び計画的実施

全庁的に一定のIT知識を有した職員を育成するため、外部のIT研修への職員派遣を積極的に実施します。併せて、情報企画やプロジェクト管理等にも対応できる職員の育成を推進します。

(2) e-ラーニングの活用

職員全体の情報セキュリティや個人番号制度に係る基礎知識を培い、市全体のセキュリティレベルを向上させるため、eラーニングの活用を進めます。

(3) 外部人材の登用

専門性を有した職員の育成を行うとともに、高度な専門的知識を必要とされる局面に備えて、外部人材の登用についても検討を行います。

8 新庁舎の開庁に伴う対応

【現状と課題】

昭和49年の竣工^{しゅん}から40年以上が経過する市役所本庁舎は、耐震性能の不足に加え、老朽化や狭隘化^{あゐ}等の課題を抱えています。また、現在のような情報システムの使用を全く想定していない構造のため、サーバ室のスペースや環境、LANケーブルの配線、ネットワーク機器の設置などに問題が生じています。

現在、これらの課題を抜本的に解決するため、平成30年1月の開庁を目指して新庁舎建設工事を進めています。新庁舎においては、情報システムの使用を前提に必要な設備等を計画していますが、ネットワーク及びシステム機器の移設に当たっては、合理的かつ信頼性の高い、現時点において理想的なネットワーク環境を構築する必要があります。また、業務の効率化の観点からも、庁内の情報化を更に進める必要があります。

さらには、これまで、スペースの確保が難しいこと等を理由に導入を見送ってきた窓口サービスの拡充についても、新庁舎への移転を好機と捉え、積極的に導入を検討する必要があります。

【市の方向性】

新庁舎への移転に併せて、保有しているシステムを全庁的に把握し、安全で効率的なネットワークの構築を進めるとともに、新庁舎に整備される設備を活用するなどして、文書の電子化や入退室管理システムの導入について検討します。また、窓口サービスの利便性向上に向けた検討を行います。

【取組内容】

(1) 既存システムの見直し（再掲）

全庁的な視点から、重複投資の回避や類似システムの統合を目指して、既存システムの構成、運用及びデータ連携等の状況の精査により、情報システムの最適化を実施します。

(2) 庁内ネットワークの見直し（再掲）

合理的でシンプルな信頼性の高い庁内ネットワークを構築します。また、業務の効率化及びコストの削減を目的として、ネットワーク機器整備費や通信費などの重複投資の回避に向けた見直しについても実施していきます。

(3) 庁内ネットワークと教育ネットワークの統合（再掲）

情報系ネットワークと教育ネットワークを統合することによるコスト削減を目的とし、先進事例等の情報収集や検討を行います。

(4) タブレット端末の導入（再掲）

タブレット端末の導入について検討を進めるとともに、タブレット端末などを用いたペーパーレス会議の開催等について検討します。

(5) 職員証の IC カード化（再掲）

職員証に IC カードを導入し、入退室管理や出退勤管理等に活用することについて検討します。

(6) 電子による文書管理（再掲）

紙媒体で保存している既存文書の電磁的記録化を進めます。また、新たな文書の発生を抑制するため、文書の電子的方式による管理及び保存方法を検討します。

(7) 窓口における多彩な情報の提供

番号発券機や呼出番号表示などの設備の充実を図ります。また、タイムリーな情報を効率的に提供できるデジタルサイネージ^{*}の導入を検討します。

(8) 証明書発行窓口の設置

市民の利便性向上及び負担軽減のため、証明書発行窓口の設置を検討します。

(9) 現庁舎から新庁舎へのネットワーク及びシステムの移設

既存の庁内ネットワーク及び個別システムの移設に際し、移設に係る契約を一括して行うなど、費用負担が少なく安全な移設方法の検討を行います。

基本方針2 積極的な情報の発信と電子市役所の推進による 市民の利便性の向上

1 番号制度

【現状と課題】

個人番号を利用した事務の開始に当たり、特定個人情報保護評価（PIA）や、業務の見直しを実施してきたところであり、将来的な利活用を視野に入れると、担当の部署だけでなく全庁的な推進体制を確立する必要があります。

【市の方向性】

市民の利便性向上を図るため、個人番号を独自に利用する業務について検討します。

【取組内容】

個人番号の利活用

業務の効率化や市民の利便性の向上を図るため、個人番号を独自に利用する事務の拡充に向けた検討を行い、個人番号の効果的な活用を目指します。

2 行政手続のオンライン化

【現状と課題】

現在、公共施設予約や電子申請などのオンラインサービスを提供しているところですが、今後は、それぞれのシステムにおける受付範囲の拡大だけでなく、添付書類の省略等、オンラインシステム利用者に対する利便性が実感できるサービスの検討が求められます。

【市の方向性】

公共施設予約システムにおいては予約対象施設の拡大、電子申請システムにおいては申請・届出の種類拡大を実施し、市民の利便性向上を図ります。

また、申請時に必要な書類の省略や施設利用料の割引、利用者にインセンティブを付与する等、システムの利用促進に向けた方法について検討します。

【取組内容】

(1) 行政手続のオンライン化の推進

各種手続・申請のオンライン化を拡大及び推進し、市民の利便性の向上及び業務効率化を図ります。

(2) 電子申請の利用促進

オンライン手続に当たって、添付書類の省略や施設利用料の割引等のインセンティブの付与を検討します。あわせて、利用者の負担軽減のため、電子収納の導入についても検討を進めます。

(3) 公共施設予約システムの運用

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して市の施設の利用予約が行える公共施設予約システムの対象施設の拡大について検討します。

③ 収納業務の電子化

【現状と課題】

情報端末やインターネットの普及により、クレジット収納やマルチペイメント※等による電子商取引が一般化されつつあることから、公共施設予約システムや電子申請サービス等の市が運用するオンラインサービスについても、電子収納に対応し、利便性の向上を図ることが求められています。

【市の方向性】

市税等については、口座振替のほかクレジット収納も実施していますが、利便性向上のため納付手段の選択肢を広げることとともに、口座振替のインターネット申込ができるようにするなど、更なる利便性の向上について検討します。

【取組内容】

(1) クレジット収納の運用

市税等について、公金支払に係るチラシを納税通知書に同封し、クレジット収納の利用促進を行います。あわせて、対象費目の拡大や継続払いの導入について検討します。

(2) マルチペイメントの導入

多様な支払方法を市民に提供するため、マルチペイメントについて導入を検討します。

(3) 電子マネー※による決済の導入

昨今、普及が進んでいる電子マネー決済について、市の業務効率化及び市民の利便性向上の観点から導入について検討を進めます。

4 窓口サービスの利便性向上

【現状と課題】

地方自治体の業務については、各々の業務を専門的に取り扱う必要があり、効率的な業務処理のため、それぞれに必要な申請等を縦割りの分割し、業務を進めています。

そのため、転入などで来庁した市民が複数の部署を巡る必要がありますが、庁舎の構造上の問題もあり、関係する部署が離れて配置されているなど、市民の利便性が十分に確保できていない状況です。

【市の方向性】

市民の利便性の向上のため、分かりやすい案内表示等を行うとともに、証明書を一括して取得できるような窓口の設置を検討します。

【取組内容】

(1) 窓口における多彩な情報の提供（再掲）

番号発券機や呼出番号表示などの設備の充実を図ります。また、タイムリーな情報を効率的に提供できるデジタルサイネージの導入を検討します。

(2) 証明書発行窓口の設置（再掲）

市民の利便性向上及び負担軽減のため、証明書発行窓口の設置を検討します。

5 個人番号カードの多目的利用

【現状と課題】

今まで利用していた住民基本台帳カードとは別に、個人番号制度の開始に伴い、新たに個人番号カードの利用が始まるため、その利活用についての検討を進め、市民の利便性向上や事務の効率化を推進することが求められています。

【市の方向性】

市民の利便性の向上のため、市の開庁日・開庁時間以外でも住民票の写しや印鑑登録証明書、税証明等を取得できるようコンビニ交付を導入します。

また、個人番号カードの独自領域の多目的利用を検討します。

【取組内容】

(1) 自動交付機の運用

個人番号カード及びコンビニ交付の利用開始に伴い、平成28年度にて運用を終了します。

(2) コンビニ交付の導入

市民の利便性向上を目指し、自動交付機の運用終了に合わせてコンビニ交付の導入を実施します。

(3) 個人番号カードの多目的利用

個人番号カードの独自利用領域を利用したサービスを検討します。

6 地理情報の活用

【現状と課題】

システムへの重複投資の回避を図るため、各部署で個別に管理している地図データを一元化し、利便性が高く機能的な統合型地理情報システムを整備することが求められています。

【市の方向性】

業務効率化及び費用削減のため、個別地理情報システムの次期更新に併せて個別の地図データを一元化できるよう、統合型地理情報システムの構築を図ります。

【取組内容】

(1) 地図データの共通化・個別地理情報システムとの連携強化

各部署で保有している個別地理情報システムを共通化し、システム間のデータ連携強化や各地理情報システムへの重複投資の回避によるコスト削減を図ることと併せて、全庁的な事務の効率化を検討します。

(2) 公開地図データの充実

市民の利便性向上のため、各課で保有する地図データの公開を推進し、公開対象地図の範囲の拡大を検討します。

7 開かれた行政の推進

【現状と課題】

情報機器の普及やインフラの整備に伴い多くの市民がインターネットを利活用し、多種多様な情報に接する機会が増えました。こうした中、市としてもホームページやSNSを活用して積極的に市の情報を発信し、市の魅力を伝えていく必要があります。

【市の方向性】

市民が求める情報を迅速・的確かつ積極的に情報発信するよう努めます。ホームページについては見やすく統一感のあるレイアウトを目指します。

全国的に普及のみられるツイッター、フェイスブック以外のソーシャルメディア*の活用について検討を進めます。

【取組内容】

(1) ホームページの内容の充実・見直し

市ホームページにおいて市民が必要とする各種情報の充実を図り、迅速かつ過不足のない情報提供及び広報活動を推進します。

(2) 市ホームページの運用の効率化

CMS*を活用した各ページの整理整頓を実施し、運用の効率化を推進します。

(3) アクセシビリティ※に配慮したホームページの構築

CMSを活用し、アクセシビリティに配慮した、見やすく統一性のとれたホームページを構築します。

(4) ソーシャルメディアの活用の推進

現在活用しているツイッターやフェイスブックのほか、時勢に応じたソーシャルメディアの利活用について検討を進めます。

(5) モバイル端末の活用の推進

携帯電話（スマートフォン）、タブレット端末※等のモバイル端末を活用した市民サービスについて、現在利用できるホームページ、電子申請、公共施設予約システムのほか、更なる拡充を図るよう検討を進めます。

(6) ビッグデータの活用

ビッグデータの活用により、社会に有用な知見を得ることができ、市民の利便性の向上、新たな産業の創出、経済活性化などに繋がる可能性が高まることから、市の保有するデータの加工及び提供方式を検討するとともに、国、企業、市民団体などが管理するデータとの有効な連携方法について研究します。

観光分野においては、既存の観光ルートや観光施策のニーズを把握するとともに、新規の観光ルートや観光施策の企画・実施のため、観光客の分析等ビッグデータの活用を検討・推進します。また、他の分野においても適宜活用に向けた検討を進めます。

(7) オープンデータ化の推進

オープンデータ化を進めるに当たり、個人情報保護や不正使用防止を考慮した運用ルールを検討します。加えて、各部署が保有する情報や、市民・企業のニーズ、先行事例などを調査します。

これを踏まえ、観光分野において市内のグルメ・特産品・イベント情報などの観光情報を簡単に入手できる仕組みなどについて検討を進めるとともに、他の分野においても公開データの効果的な活用方法を調査していきます。

8 市民の情報リテラシーの向上

【現状と課題】

情報通信機器の普及に伴い、情報源としてのインターネットの重要性が増す中で、今までインターネットと縁遠かった人がインターネットを介して情報を活用する機会が増加するとともに、インターネットの使用が困難な状況にある人との間で情報格差が拡大しています。市民の情報リテラシーの向上のために行政の後援が求められます。

【市の方向性】

市内小中学校におけるIT教育環境の充実とあわせて、公民館、市内大学等におけるパソコン講座の内容を充実させることで、市全体の情報リテラシー向上を図ります。また、電子申請等のオンライン手続に触れる機会を増やすため、公共施設に市民が利用できる情報端末を設置することを検討します。

【取組内容】

(1) 公民館、市内大学等におけるパソコン講座の開催・充実

市内三大学と協力して、公開講座としてパソコン講座を開催、推進します。また、公民館などの講座においてパソコン講座の充実を図ります。

(2) コンピュータ教育環境の整備

教員用コンピュータの一人一台体制を維持することと併せて、市内小中学校のコンピュータ室における児童・生徒一人一台体制の維持に努めます。

(3) 市民のe-ラーニングの活用

市民が在宅でも受講可能なe-ラーニングの活用について研究を進めます。

(4) 公共施設への情報端末機の設置

情報端末を保有しない市民が情報弱者とならないよう、公共施設に情報端末機を設置し、各種情報の取得や電子申請、公共施設予約システム等のオンライン手続の利用機会の提供について検討を進めます。

(5) 公衆無線LAN*の設置

市民の利便性の向上を図るため、キャリアフリーWi-Fiに関する情報収集及び設置を検討します。観光の観点においては、2020年東京オリンピックも控えた中、市民や市外、国外から訪れる観光客が不自由なく観光情報を入手できるよう公衆無線LAN環境の整備を検討するとともに、防災の観点から避難所である学校や公民館等への公衆無線LANの設置の有効性について調査・研究を行います。

基本方針3 特定個人情報の保護及び情報セキュリティの強化による 安全・安心なIT環境の整備

1 特定個人情報の適切な管理

【現状と課題】

社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人番号を利用する事務については事前に特定個人情報保護評価（P I A）を実施し、個人番号を取り扱うに当たってのリスク分析を実施したところです。当該評価については情勢の変化に合わせて定期的に見直しを実施していく必要があります。

【市の方向性】

P I Aについては、定期的に全体見直しを実施することと併せて、事務の内容に変更が生じた際には適宜更新します。

また、個人番号の利用に際しては国から示された特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインに従い適切に管理していきます。

【取組内容】

(1) 特定個人情報の適切な管理

年に1度、P I Aの見直しを実施します。また、業務に変更が生じた場合等のP I Aに関する報告体制づくりを検討します。

(2) 安全管理措置の運用

情報漏えいを防ぐため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインに沿って、特定個人情報の適正な管理を行います。

2 情報セキュリティ対策の強化

【現状と課題】

標的型攻撃メールやゼロデイ攻撃等、情報セキュリティに係る脅威は日々進化しており、既存の情報セキュリティ対策についても状況にあわせて日々見直しを実施していく必要があります。また、情報セキュリティ事案が発生した際には、迅速かつ適切な対応をすることにより、被害を最小限に抑えることが求められます。

【市の方向性】

日々巧妙化する脅威から市の情報資産を守るため、情報システムとインターネットの切分けを行うなど、ネットワークの強靱化について検討を進めます。

また、情報セキュリティ事案が発生した際に迅速かつ適切な対応を行うため、一元的な対策が取れるように体制の整備を実施し、全庁的に浸透させるよう努めます。

【取組内容】

(1) 情報セキュリティ対策の強化と適切な事後対応

市が保有する情報資産を守るため、情報セキュリティ対策の強化を実施するとともに、情報セキュリティ事案等が発生した際に被害を最小限に抑え迅速な復旧を目指し、再発防止に努めます。

(2) サイバー攻撃*への対策

標的型攻撃やゼロデイ攻撃等、近年におけるサイバー攻撃は日々巧妙化していることから、既存の情報セキュリティ対策の維持だけでなく、状況に合わせたセキュリティの強化について検討を進めます。

(3) ネットワークの強靱化

国から提示された「三層の構え」（具体的には、①個人情報の流出防止、②L G W A N接続系とインターネット接続系の分割、③自治体情報セキュリティクラウド*の構築）を実施します。

(4) 情報セキュリティ対策の一元化

情報セキュリティ事案が発生した際の連絡をC S I R T*へ一本化する連絡体制を整備し、全庁的に周知を図ります。

③ 情報セキュリティ監査の導入（内部監査人の育成）

【現状と課題】

自治体には、自らが保有する情報資産の保護を最優先にしつつ、安定した行政サービスを継続することが求められています。そのため、各部署において情報システムや個人情報の適切な管理・運用が行われているか点検及び評価する必要があります。

【市の方向性】

定期的かつ全庁的に情報セキュリティに係る内部監査を実施し、職員全体のセキュリティレベルを向上させるとともに、相互に内部監査を実施できる環境の整備について検討を進めます。

また、情報システムによっては専門性の高い知識が必要とされる場合もあるため、外部監査組織による情報セキュリティ監査体制の整備について検討を進めます。

【取組内容】

(1) 情報セキュリティ内部監査の実施

市としてのセキュリティ水準を高めるため、各部署において新座市情報セキュリティポリシー及び実施手順を適切に実施できているかどうか点検及び評価し、職員による情報セキュリティ内部監査を実施します。

(2) 外部監査の実施

職員による内部監査の実施だけではなく、別の視点からの監査手法を学び、取り入れる必要があることから、高い専門性を有した外部機関からの情報セキュリティ監査の実施を検討します。

4 情報セキュリティポリシーの見直し

【現状と課題】

本市では、情報セキュリティマネジメントの実現に関する体系的かつ具体的な対策を、新座市情報セキュリティポリシーとして定めています。しかし、急激な発展を遂げる情報社会においては、情報セキュリティ対策についても日々の情勢の変化を注視し、柔軟に対応していく必要があります。

【市の方向性】

新座市情報セキュリティポリシーについては、情報セキュリティに関する情勢を踏まえ、基本方針及び対策基準について随時見直しを図っていきます。

また、新座市情報セキュリティポリシーの実効性を高めるため、必要に応じて全庁的な職員研修又は説明会を実施し、職員全体のセキュリティ意識向上に努めます。

【取組内容】

(1) 新座市情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティに関する情勢を踏まえ、新座市情報セキュリティポリシーの見直しを実施します。また、情報セキュリティ実施手順やセキュリティ体制の整備方針についても併せて見直しを実施します。

(2) 新座市情報セキュリティポリシーに関する職員研修の実施

セキュリティポリシーの実効性を向上させるため、必要に応じて全庁的な職員研修又は説明会を実施し、職員全体のセキュリティ意識向上を推進します。

5 情報資産の適正な管理

【現状と課題】

市が保有する情報資産（機器、ソフトウェア、情報システムなど）については、各々の資産を管理することと併せて、情報資産の中で取り扱う情報についても適切に管理・保護していく必要があります。そのため、適切な管理ができているかどうかを確認するための監視体制の整備が求められます。

【市の方向性】

資産管理ソフトを活用した機器の管理に併せて、ソフトウェアのライセンスやバージョン等を随時適切に取り扱うよう努めます。また、職員や外部事業者による情報機器や外部記録媒体の持込み、プログラム著作物等の適正な取扱いについても定期的に職員に周知し、不正な取扱いが発生しないよう図っていきます。

【取組内容】

(1) 情報資産の監視体制の強化

市が保有する情報資産の保護のため、資産管理ソフトを活用した外部記録媒体の制御等を実施し、不正な持ち出し等が生じないよう監視体制の強化を図ります。

(2) 知的財産の適切な管理

ソフトウェアの不正利用などの発生を防ぐため、資産管理ソフトの活用により機器管理やライセンス管理を実施します。また、システム開発や業務委託に当たって、プログラム等の著作物の帰属を明らかにするとともに、著作権法に基づいた適正な取扱いを推進します。

6 情報漏えい対策の強化

【現状と課題】

機器やID・パスワードの管理が適正に行われないと、パソコンの紛失、盗難等により機器内に残ったデータから情報が漏えいしたり、なりすましによるシステムへの不正アクセス等により情報が盗み取られたりする可能性があります。

【市の方向性】

番号制度の運用の開始に伴い、更なるセキュリティ強化を図るため、二要素認証方式*を取り入れることで、認証機能の強化を図ります。

情報漏えい対策の一環として、シンクライアントの導入の検討を進めます。

【取組内容】

(1) ICカードや生体認証による認証システムの導入

既存のID・パスワードによる認証に加え、ICカード又は生体認証等による認証システムを導入し、複数の認証方式によるシステム利用を実現させることで全庁的なセキュリティの強化を図れるよう検討を進めます。

(2) シンクライアントの導入

シンクライアントの特性を業務に活用することについて、検証し、導入を検討します。

(3) 個人情報保護対策の徹底

市が保有する膨大な個人情報を保護するため、全職員に新座市個人情報保護条例や新座市セキュリティポリシーの周知徹底を図り、適切に個人情報を管理するよう努めます。

7 業務継続計画（BCP）の策定

【現状と課題】

災害発生時などシステムの運用に不測の事態が発生した場合に、業務の停止時間を可能な限り短くし、早急に業務を復旧させることを目的とした業務継続計画については、初動対応部分の計画を策定し、定期的に見直しを図っています。

今後は第2部以降の策定を進めるとともに、現在策定中の全体計画である「新座市業務継続計画（地震編）」との間で整合性を図っていく必要があります。

【市の方向性】

災害や不足の事態に備えた連絡体制の強化や業者対応範囲の明確化等、定期的に既存の計画を見直して、より実効性のある計画になるよう努めます。

【取組内容】

業務継続計画（BCP）の策定

定期的な訓練の実施及び新座市ICT業務継続計画の見直しを実施することと併せて、他の業務継続計画との整合性についても調整を図ります。また、第2部以降の策定作業を進めます。

8 職員の情報リテラシーの向上（再掲）

【現状と課題】

業務のシステム化が進んでいることに伴い、全庁的に一定のIT知識を有し、業務を効率的に遂行できる職員の育成が求められております。また、個人番号制度の開始に伴い、情報セキュリティだけではなく、個人情報の適切な処理判断ができる職員が必要となっております。

【市の方向性】

情報セキュリティ研修やeラーニングを積極的に活用し、職員全体の情報リテラシーの向上を図ります。また、職員だけでは判断が困難とされるような専門性を必要とされる場面においては、外部専門家による支援についても検討します。

【取組内容】

(1) 職員研修の充実及び計画的実施（再掲）

全庁的に一定のIT知識を有した職員を育成するため、外部のIT研修への職員派遣を積極的に実施します。併せて、情報企画やプロジェクト管理等にも対応できる職員の育成を推進します。

(2) e-ラーニングの活用（再掲）

職員全体の情報セキュリティや個人番号制度に係る基礎知識を培い、市全体のセキュリティレベルを向上させることを目標にe-ラーニングの活用を進めます。

(3) 外部人材の登用（再掲）

専門性を有した職員の育成を行うとともに、高度な専門的知識を必要とされる局面に備えて、外部人材の登用についても検討を行います。

【用語解説】（50音順）

●ITガバナンス

情報システムを適切に構築及び運用するための意思決定の仕組みのこと。

●アクセシビリティ

高齢者・障がい者を含む全ての人が、サービスを利用しやすくする思想のこと。

●e-ラーニング

主にインターネットを用いて行う学習形態のこと。

●ASP・SaaS（エーエスピー・サーズ）

クラウドコンピューティングの具体的サービス形態の一つであるASP (Application Service Provider) 及びSaaS (Software as a Service) とは、共にサービスを提供する事業者が、アプリケーションを管理しており、利用者は必要ときに必要な機能だけをネットワーク経由で利用できるサービスのこと。

●SNS

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

●オープンデータ

インターネットなどを通じて誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータのこと。

●Officeスイート

ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどのオフィス業務向けソフトウェアをひとつにまとめたもの。

●カスタマイズ

利用者の使い方に合わせて、システムやソフトウェアの機能などを設定し直すこと。

●キオスク端末

銀行のATMなど、街頭や店舗内にしている情報端末のこと。コンビニにおけるキオスク端末ではATMの機能のほか、チケット販売や写真印刷のサービスを有する端末も存在する。

●機密性・完全性・可用性

機密性(Confidentiality)とは許可されている人だけが情報にアクセスできる状態、完全性(Integrity)とは情報の整合性が取れて保存されている状態、また、可用性(Availability)とは認可された利用者が必要なときに情報にアクセスできる状態のこと。

●業務継続計画(BCP)

Business Continuity Planningの略で、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者からの重要業務が中断しないこと及び中断しても可能な限り短い期間で再開するために事前に策定される行動計画のこと。

●クラウドコンピューティング

情報システムを自ら保有しなくても、利用者は必要なときに必要な機能だけをネットワーク経由でサービスの提供を受けることができる概念のこと。

●公衆無線LAN

モバイル機器を所有する者が、外出先や旅行先等の公共の場で無線LANを利用してインターネットに接続できるサービスのこと。

●公的個人認証サービス

インターネットを通じて安全・確実な行政手続を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための住民基本台帳カードによる認証サービスのこと。

●個人番号カード

国民一人一人に固有の番号を割り振る番号制度において、本人確認などに使用される識別カードのこと。

●サイバー攻撃

インターネット経由で他のコンピュータに不正アクセスを行い、相手の国家や企業等にダメージを与えようとする行動のこと。

●サンドボックス

外部から受け取ったプログラムを保護された領域で動作させることによってシステムが不正に操作されるのを防ぐセキュリティ機構のこと。

●C I O

Chief Information Officer の略で「最高情報責任者」「情報統括役員」などと訳される。企業内の情報システムや情報の流通を統括する担当役員のこと。

●CMS

Contents Management System の略で、Web コンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保管・管理し、Web サイトの構築や編集ができるシステムのこと。

●CSIRT

Computer Security Incident Response Team の略で、コンピュータやネットワーク上でセキュリティ上の問題が起きていないかどうか監視し、問題が発生した場合にその原因解析や影響範囲の調査を行う組織のこと。

●自治体情報セキュリティクラウド

各自市区町村が個別に設置している Web サーバ等の監視対象を都道府県と市区町村が協力して集約し、監視およびログ分析・解析を始め高度なセキュリティ対策を実施するもの。

●社会保障・税番号制度（番号制度）

国民一人一人に番号を割り振り、社会保障や税に関する情報を一元管理する制度のこと。

●情報リテラシー

情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。

●シンクライアント

ハードディスクやソフトウェアなどを内蔵せず、マウスやキーボード及び表示機能といった必要最小限の機器で構成された端末のこと。データ処理や保存機能をサーバ側に集約することが可能となることから、データの持ち出しや紛失といった情報セキュリティ対策に効果がある。

●シングルサインオン

利用者が一度認証を受けるだけで、許可されている全ての機能を利用できるようになるシステムのこと。

●脆弱性

コンピュータやソフトウェア、ネットワークなどが抱える保安上の弱点。正規の管理者や利用者など以外の第三者が保安上の脅威となる行為（システムの乗っ取りや機密情報の漏洩など）に利用できる可能性のある欠陥や仕様上の問題点のこと。

●ゼロデイ攻撃

ソフトウェアにセキュリティ上の脆弱性（セキュリティホール）が発見されたときに、問題の存在が認知され、対策が取られる前にその脆弱性を悪用して行われる攻撃のこと。

●ソーシャルメディア

利用者が発信した情報を共有することにより、コミュニケーションを活性化するメディアのこと。代表的なものとして、ブログ、電子掲示板、動画投稿サイトなどがある。

●総合行政ネットワーク（LGWAN）

Local Government Wide Area Network の略で、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

●タブレット端末

コンピュータ製品の種類の一つで、板状の筐体の片面が触れて操作できる液晶画面（タッチパネル）になっており、ほとんどの操作を画面に指を触れて行うタイプの製品のこと。

●地域情報プラットフォーム

自治体が持つ情報システムを始めとした、地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通基盤のこと。

●地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

地方公共団体の情報システムに関する事務を支援したり、広域にわたるシステムの運営を行うために設立された組織。

●地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）

Local Government Public Key Infrastructure の略で、地方公共団体が住民・企業等との間で実施する申請・届出等の電子手続等において、盗聴、改ざん、なりすまし、否認の脅威を防止し、送受信された電子文書の真正性を担保するための仕組みのこと。

●地理情報システム

コンピュータ上に地図を表示し、地番情報、施設名称、災害時避難場所、市街化調整区域等の付加情報を保存したり、検索したりして用いるシステムのこと。

●デジタルサイネージ

電子的な看板のこと。アナログの看板と違い記憶領域を内蔵し、電子的情報を取り扱うため、表示する情報を定期的に手間をかけず変更することができる。

●特定個人情報

個人番号を内容に含んだ個人情報のこと。

●特定個人情報保護評価（PIA）

社会保障・税番号制度（番号制度）の導入に伴い実施する分析で、個人番号を含む個人情報の漏えい等の発生リスクや、そのようなリスクを軽減するための措置を講じることが目的としている。

●新座市情報セキュリティポリシー

本市が定めた組織全体の情報セキュリティに関する方針で、情報の管理方法や外部からの侵入、情報漏えい等を防止するための指針を定めたもの。

●二要素認証方式

パソコンへのログインに際して二つの認証をパスしなければ使用できないようにする認証のやり方。例えば、パスワード入力を行った上で指紋認証を行う等。

●ネットワークの強靱化

総務省が示している地方公共団体におけるコンピュータシステムのセキュリティレベル向上施策のこと。個人番号を用いた事務を行うシステムのネットワークとそれ以外の事務を行うシステムのネットワークを分離することが主眼となっている。

●パッケージシステム

特定の業務あるいは業種で汎用的に利用することのできる既製のソフトウェア。

●PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。PLAN（計画）→ DO（実行）→ CHECK（評価）→ ACT（改善）の4段階を繰り返すことで業務を継続的に改善する。

●ビッグデータ

従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。現在、そのような大量データの分析・有効利用を目的として、ビッグデータの活用を検討する動きが高まっている。

●標的型メール攻撃

特定の組織内の情報を狙って行われるサイバー攻撃の一種であり、その組織の構成員宛てにコンピュータウイルスが添付された電子メールを送り、電子メールを閲覧したコンピュータとそのコンピュータが部署するネットワーク全体の情報を盗み取することを目的とした攻撃。

●ペーパーレス会議

紙に印字した資料を用いず、パソコンやタブレット端末等で資料を表示して行う会議のこと。無駄な紙の使用を抑えることを目的としているもの。

●マルチペイメント

収納側と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者は、A T M、電話、パソコン等を利用して公共料金等の支払いができ、即時に消し込み情報が送信される仕組みのこと。

●ユビキタスネットワーク社会

ユビキタスとは、「同時にあらゆる場所に存在する」という意味のラテン語。子どもや高齢者、障がい者の方々などを含め、誰もがどこにいても、24時間いつでも、情報通信ネットワークを利用して、元気に社会に参加できる、豊かで活力ある社会を意味する。

